審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管部（局）・課　　生活衛生課

法　令　名	食品衛生法	法令の番号	昭和２２年法律第２３３号
許認可等の種類	食品営業の許可	根 拠 条 項	第５５条

審査基準

１　次の３２業種であって、食品衛生法施行条例第１条の３により定めた基準を満たしていること。
　ただし、この基準によることができないものであって知事が特に公衆衛生上支障がないと認めるものについては、基準を緩和することができる。

食品営業許可対象業種

１　飲食店営業
２　調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
３　食肉販売業
４　魚介類販売業
５　魚介類競り売り営業
６　集乳業
７　乳処理業
８　特別牛乳搾取処理業
９　食肉処理業
10　食品の放射線照射業
11　菓子製造業
12　アイスクリーム類製造業
13　乳製品製造業
14　清涼飲料水製造業
15　食肉製品製造業
16　水産製品製造業
17　氷雪製造業
18　液卵製造業
19　食用油脂製造業
20　みそ又はしょうゆ製造業
21　酒類製造業
22　豆腐製造業
23　納豆製造業
24　麺類製造業
25　そうざい製造業
26　複合型そうざい製造業
27　冷凍食品製造業
28　複合型冷凍食品製造業
29　漬物製造業
30　密封包装食品製造業
31　食品の小分け業
32　添加物製造業

２　次の各号のいずれかに該当するものには許可を与えないことができる。
一　食品衛生法又は食品衛生法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者
二　食品衛生法第５９条から第６１条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者
三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前２号のいずれかに該当する者があるもの

３　５年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間　１０　日	目次	
						標準経由期間　　日	ＮＯ	